

令和7年4月9日

1年生 保護者 様

倉敷市立大高小学校
校長 神原 尚洋

児童の携行品に係る配慮について

このことにつきまして、大高小学校では、登下校における児童の負担軽減のため、1～6年生まで携行品について次のとおりとします。ご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 家庭において使用頻度の低い教科書や副読本は、基本的に学級保管とします。次のものが対象となります。

☐道徳 ☐書写 ☐音楽 ☐わたしたちの体育 ☐家庭科 ☐保健
☐みんなのまちくらしき（中学年社会科） ☐外国語

- 2 家庭において使用頻度の低い次のノート類は、学級保管の期間を増やしていきます。

☐書写 ☐道徳 ☐家庭科 ☐音楽 等

- 3 習字道具は学級保管とし、筆と書き損じ半紙を持ち帰るようにします。
※習字教室等で必要な場合は持ち帰ってかまいません。

- 4 鍵盤ハーモニカ、絵の具セット、裁縫道具については、教室内の置き場所も考慮し、必要な期間で学級保管とします。

- 5 同じ日に多くの学習道具を携行することがないように、計画的に数日に分けて持ってきたり持って帰ったりするよう指導していきます。

なお、_____ 下線のあるものが、1年生に関する携行品です。